

# ものづくり企業販路拡大応援補助金

旭川市では、優れた製品や技術を持つ、市内の中小企業の皆様が取り組む、販路拡大活動を応援します。

## ○補助金の概要

	情報発信ツール支援枠
対象者	①市内に主たる事業所を有し、市内で1年以上操業している中小企業者 ②市内に事務所を有する中小企業団体で、その過半数が中小企業者で組織された団体 ③販売促進等を目的として組織された団体(任意団体を含む)。ただし、その過半数が①に掲げる中小企業者であること。 ④市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主
対象となる事業	ホームページ・カタログ・動画・パッケージデザインの制作やリニューアルなど、情報発信のための販売促進ツールの制作等に係る経費の一部を支援いたします。  ①自社の販売製品・技術で、市内で企画・設計又は製造・加工等されている製品・技術の販売促進に取り組む事業が対象となります。 ②市外の原料や市外で製造されている部品等を取り寄せて、最終的に自社で完成となる製品・技術に係る事業については、対象となります。 (注1:既存製品のパッケージデザインの一部修正は、対象外となります。) (注2:申請時点で完成していない製品・技術に係る事業は、対象外となります。)
応募要件	①前年度に本補助金の交付を受けていないこと。 ②市税を滞納していないこと等。 ※詳しくは、「ものづくり企業販路拡大応援補助金募集要領」を御覧ください。
補助率	補助対象経費の5分の4以内
補助金額	・32万円以内
審査方法	審査会による審議を行いますが、プレゼンを行わず、申請書類による審査のみ行います。
募集期間	令和3年11月1日(月)～令和3年11月30日(火)

## ○対象経費

科目	対象となる経費
①パッケージデザイン等制作費	パッケージデザインやネーミング等の制作・リニューアルに要する経費
②販売促進ツール制作費	・POP, のぼり旗等販促グッズの制作経費 ・Webページ制作・リニューアルの経費 ・パンフレット, チラシ, PRビデオ等の制作・リニューアルの経費 ※ただし, 既存のパンフレットの増刷(一部修正による増刷も含む。)等に要する経費は対象外とします。
③広告宣伝費	・テレビや新聞, 雑誌等への広告掲載に要する経費 ※ただし, 既に定期的に行っている広告掲載に要する経費は対象外とします。
④報償費	アドバイザー等の専門家謝金
⑤外注・委託費	・製品のデモ実演に要する経費(外部人材派遣経費等) ・パッケージデザイン等への標記に係る機能評価に要する経費 ・市場調査やその分析など, 事業の一部を外注・委託する際に必要な経費
⑥旅費	販売促進活動や, 事業の実施上必要な調査・打合せ, 招聘等に係る経費 ※公共機関の利用が原則となります。 ※鉄道のグリーン料金や航空機のファーストクラス料金等, 普通料金以外のものは認められません。
⑦その他市長が特に認める経費	①～⑥に掲げる経費以外に, 市長が販売促進活動上やむを得ないと認めるもの

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに発生し, 支払が完了した経費が対象です。  
※対象経費について, 詳しくは募集要領を御覧ください。

## ○応募方法

所定の申請書に関係書類を添えて, 旭川市経済部産業振興課へ御持参ください。  
応募要領・申請書は, 産業振興課で配布のほか, ホームページでもダウンロードできます。  
(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005500.html>)



### 【お申込み・お問合せ先】

旭川市経済部産業振興課  
旭川市緑が丘東1条3丁目  
旭川リサーチセンター2階  
電話(直通) 65-7047 FAX 65-7048  
E-mail: sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp